請負または委任による仕事

項　　目	請負または委任契約
仕事の期間・内容	臨時的･短期的な就業（概ね月10日程度）または軽易な業務（週20時間程度）
発注者からの指揮命令	受けない
事故時に適用される保険	団体傷害保険･総合賠償責任保険（シルバー保険）
発注者との契約当事者	公益社団法人 太田市シルバー人材センター
社会保険･雇用保険の適用	なし
発注者に対する請求額	請負金額に事務費7%（消費税含む）

シルバー派遣事業

項　　目	シルバー派遣
仕事の期間・内容	臨時的･短期的な就業（概ね月10日程度）または軽易な業務（週20時間程度）
発注者からの指揮命令	受ける
事故時に適用される保険	労働者災害補償保険
発注者との契約当事者	公益財団法人 群馬県長寿社会づくり財団
社会保険･雇用保険の適用	なし
発注者に対する請求額	派遣料金に別途手数料20%（消費税別）

※注1　派遣法で定められている①港湾運送業務 ②建設業務 ③警備業務 ④病院等における医療機関の業務については、派遣することが出来ません。

※注2　高齢者にとって危険または有害な作業については派遣することができません。

ご依頼からお支払いまでの流れ

1 仕事のご依頼

まずはお電話にてお申込みください。

2 仕事内容の確認・お見積り

仕事の詳細･条件など話し合いの上、ご契約方法と概算金額を算出します。
但し、危険または有害な作業、重労働と思われる場合はお引き受けできないことがあります。

3 会員の選定

会員の中からご依頼の仕事の条件に合った会員を探します。
（お仕事によっては会員の選定にお時間がかかる場合がございます。）

4 ご契約

請負･委任契約の場合は、太田市シルバー人材センターと締結します。
シルバー派遣の場合は、群馬県長寿社会づくり財団と締結します。

5 仕事の実施

会員が就業します。

6 お支払い

請求書に記載のお支払い期日までにお願いします。
なお、振込手数料はお客様負担となりますので、ご了承ください。

シルバー人材センターご利用のメリット

- 労務管理（社会保険料、労働保険料、福利厚生賃金等）の必要がありません。
（万一のケガの場合は、センターが加入する団体傷害保険で対応いたします）
- センターへのお支払いは外注扱いになりますから、人件費扱いの経理処理をする必要がありません。

裏面はお仕事の一例です。

ご家庭はもちろん

企業や施設などのお仕事もお任せください！

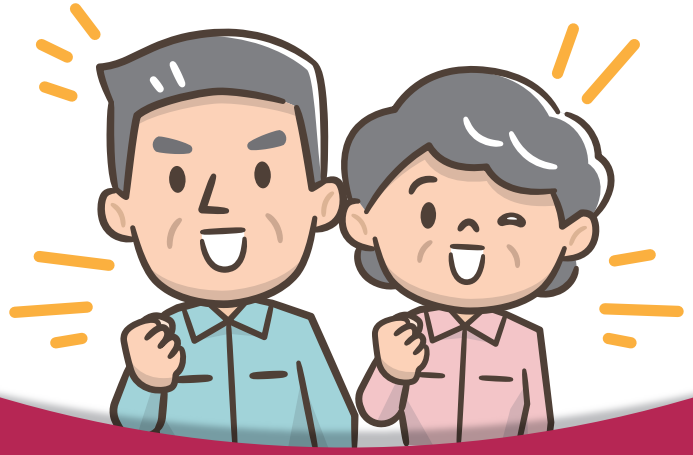

太田地域のお仕事の依頼は

公益社団法人
太田市シルバーセンター　本所
TEL.0276-46-2427 FAX.0276-48-6963

新田・尾島・藪塚地域のお仕事の依頼は

公益社団法人
太田市シルバーセンター　新田支所
TEL.0276-56-8000 FAX.0276-56-8001

太田市シルバー人材センターでは こんな仕事をお引き受けしています。

人材確保が難しい短時間就業や
土日祝日の就業などにも対応します。

一般家庭では

簡単な大工仕事
室内清掃
洗濯、家事手伝い

襖張り、障子張り
畳の張り替え
網戸張り

年賀状書き
宛名書き
毛筆書き

屋外では

畑仕事、野菜苗植え
農作業手伝い、水まき

草刈り
庭木手入れ
伐採

工場では

倉庫整理
ダンボールの片付け
部品加工補助
棚卸し手伝い
食品加工手伝い
袋詰め…などなど

工場内の品物運搬
梱包作業

工場内の
清掃

来場者の受付
建物管理、部品の配達

個人商店・会社では

惣菜作り手伝い
食器洗い

商品の配達、伝票整理
袋詰め、チラシ配り
…などなど

スーパー、ホームセンターでは

商品の販売
品出し、商品整理
カート整理
食品のパック詰め
惣菜作り
運搬

介護施設では

調理補助
廊下・トイレ清掃
見守り
送迎